白河市自治基本条例素案 中間とりまとめ

白河市自治基本条例を考える市民会議

「市民会議の設立経緯等を入れます」

〈〈目 次〉〉

第1	自治基本条例の必要性	1
第2	自治基本条例素案の基本的な考え方	1
第3	自治基本条例制定による効果	3
第 4	白河市自治基本条例素案の構成	4
第5	白河市自治基本条例素案	5
1	前文	5
	総則	
	(1)目的	6
	(2)条例の尊重	6
	(3)定義	6
	(4) まちづくりの基本理念	6
	(5) まちづくりの基本原則	6
3	まちづくりの主体	8
	(1)市民	8
	(2)市議会	8
	(3)市	
	(4)地域コミュニティ	
	(5)事業者等	8
4	情報の共有	1 0
	(1)情報の共有	
	(2)情報の公開	1 0
	(3)個人情報の保護	1 0
5	市民参画	1 1
	(1)市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備	
	(2)市民参画の方法・メニュー	1 1
	(3) 市民参画に関する意識の向上	
	(4)市民参画の推進に向けた人材の教育・育成	
6		1 2
	(1)協働の推進に向けた連携・協力体制の構築	
	(2)協働の推進に向けた意識の向上	
	(3)協働の推進に向けた人材の教育・育成	
	(4) 市による支援	
7		
	(1)総合計画	
	(2)健全な財政運営	1 3

(3)監査	1 3
(4)行政改革	1 3
8 危機管理	1 4
(1) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推	<u> </u>
(2)まちづくりの各主体間の連携と支え合い	1 4
9 国、県、他の自治体等との連携	1 5
(1)国、県、他の自治体等との連携	1 5
10 条例の推進及び検証	1 6
(1)条例の推進及び検証	1 6

第1 自治基本条例の必要性

平成12年に施行された地方分権改革一括法は、地方自治体の長が国の下級機関として 実施する事務を廃止し、地方自治体が行う事務は、その全てが地方自治体の事務となりま した。その結果、今まで以上に、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」自主自 立のまちづくりを進めていくことが求められています。

このため、みんなが「生まれて、住んで良かった」と愛着や誇りを持てるような、魅力ある白河市を、私たち市民、市議会、行政をはじめ、まちづくりに関わるみんなが、お互いに信頼・協力し合いながら築き、更に白河市の将来を担う次の世代へと受け継いでいかなければいけません。

このため、私たち市民、市議会、行政など、まちづくりに関わるみんなの信頼関係を紡ぎ出し、これからのまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、みんなが共有するルールが必要だと考えています。

そこで、私たちのまち「白河市」のまちづくりの「よりどころ」・「指針」として、この 「白河市自治基本条例素案」を提案します。

第2 自治基本条例の基本的な考え方

1 条例の制定にあたって

白河市のまちづくりの基本的なルールを定める自治基本条例は、私たち市民をはじめ、 まちづくりに関わるみんなの考えや意見を反映させることが必要です。また、まちづく りに関わるみんなに理解され、共感をもって受け入れられるような条例とすることが重 要であると考えます。

2 条例の性格

条例の名が表すように、「自治基本条例」は、白河市のまちづくりにおける基本的な事項、ルール及び考え方を定める条例ですので、まちづくりの基本原則や仕組みを分かりやすく示すものとします。

3 全体構成の考え方

自治基本条例は、白河市のまちづくりに関する基本原則や仕組みを分かりやすく、簡潔に示すことを基本として構成する必要があります。このため、生活環境、福祉、産業、教育等の個別政策に関する規定は、それぞれの分野の個別条例や計画等に委ねることとします。

また、他地域の条例の模倣で終わるのではなく、「白河らしさ」を盛り込んでいくこと が必要です。

その一方で、自治基本条例は、その性格上、どうしても一定の形式にならざるを得ないため、当たり前のことがただ並べられているだけと感じるかもしれません。

しかし、既存の条例、計画、様々な政策が、この条例と整合したものであるかどうか 見直す、あるいは新たな条例を整備することで、本条例を真に活きた条例とすることが できます。また、条例の制定後も、本条例が市のまちづくりを進めていく上での基本的

第3 自治基本条例を制定することによる効果

1 市民主体のまちづくりの推進

地域の様々な課題を効果的に解決し、よりよい白河市を築いていくには、白河に暮ら し、学び、働き、白河を最もよく知っている私たち市民の視点や協力は不可欠です。

市民の権利や役割を明確化することにより、私たち市民が主体的に考え、行動する「市 民主体のまちづくり」を推進していくことが、よりよい白河市の構築に繋がると考えま す。

2 まちづくりの各主体間の情報共有の推進

私たち市民や行政をはじめ、まちづくりの主体となる者の間で情報の共有が進むことで、みんなで地域の課題を共有し、同じ目標に向かってまちづくりを進めることができるようになります。

3 市政への市民参画の促進

市政への市民参画の手続きを明確化することで、市の政策の立案、実行、評価及び改善(Plan→Do→Check→Action)の各段階に私たち市民が参画する機会が増え、市民の声を反映した、より透明性の高いまちづくりを進めることができるようになります。

4 まちづくりの各主体間の連携・協力体制の構築

私たち市民や行政をはじめ、まちづくりの主体となる者の役割分担や協働の仕組みを明確化することで、各主体がまちづくりの理念や目標を共有し、協働して公共的課題の解決に向けて取り組むことができるようになります。

5 開かれた市政運営の推進

市政運営に関する基本的なルールを明確化することで、より計画的で開かれた市政運営を進めることができるようになります。

6 白河らしいまちづくりの推進

白河独自のまちづくりの基本理念を掲げることで、白河の特性や資源を活かした、白河らしいまちづくりを推進していくことができるようになります。

第4 白河市自治基本条例素案の構成

これまでの検討を基に、素案全体の構成について以下のように考えました。 【白河市自治基本条例構成要素】

前文

総則

目的、用語の定義、条例の尊重 まちづくりの基本理念、まちづくりの基本原則

まちづくりの主体

市民の権利・役割

市議会の役割

市の役割

地域コミュニティの役割、事業者等の役割

情報の共有

情報の共有

情報の公開、個人情報の保護

市民参画

市民参画の場や機会の充実、参加しやすい環境の整備市民意識の向上、人材の教育・育成

協働

連携・協力体制の構築

各主体の意識の向上、人材の教育・育成

市による支援

市政運営

総合計画

健全な財政運営

監査

行政改革

危機管理

東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづく りの推進

まちづくりの各主体間の連携と支え合い

国、県、他の自治体等との連携

条例の推進及び検証

第5 条例素案の内容

1 前文

- ◇ 市民、市議会、市等、白河市のまちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎ出し、共に考え、助け合ってまちづくりを進めていきます。
- ◇ 白河市の歴史、文化、自然等、地域の資源を活かしたまちづくりを推進し、市民が 共に楽しむ「市民共楽のまち白河」を築き、次世代へと引き継いできます。
- ◇ 東日本大震災からの復興に力を注ぎます。

【前文(素案)】

私たちの白河市は、白河関跡、南湖公園、小峰城跡等、国指定の史跡・名勝に代表される歴史や文化、那須甲子連峰を望み、阿武隈川・社川・隈戸川流域に広がる豊かな自然環境等、魅力ある地域資源に恵まれています。また、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接するという地理的優位性を有し、県南地方の中核都市として発展を続けています。

私たちは、これらのかけがえのない資源を活かしたまちづくりを進め、松平定信の「士民共楽」の理念をもとに、市民が共に楽しむ「市民共楽のまち白河」を築き、次の世代へと引き継いでいきます。

また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして、復興に力を注いでいきます。

そのためには、私たち市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の間に信頼関係を紡ぎ出し、共に考え、助け合ってまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、その実現に向けた基本理念や基本原則を明らかにし、本市の新しい自治を確立するために、ここに白河市自治基本条例を制定します。

2 総則

(1)目的

◇ 本市のまちづくりの基本理念と基本原則を定め、市民、市議会、市等、本市のまちづくりの主体となる者の役割を明らかにし、それぞれが共に考え行動することにより、地方分権社会にふさわしい自立した自治体を築いていくことを目的とします。

(2) 条例の尊重

◇ 本市の他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容を尊重しなければなりません。

(3) 定義

- ◇市民 市内に住所を有する者、市内に通勤・通学している<u>者</u>、及び市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体をいう。
- ◇市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び 固定資産評価審査委員会から成る執行機関をいう。
- ◇地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い 地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう(町内会等)。
- ◇事業者等 市内において、営利又は非営利に事業活動を行う個人及び団体をいう。
- ◇市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程(Plan→Do→Check→Action サイクル、以下、政策形成過程)に、市民が自らの意思で主体的に参加していくことをいう。
- ◇協働 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が、地域の公共的課題の解決に向けて、共通の目的を持ち、それぞれの果たすべき役割や特性を尊重しながら、相互に助け合い、連携・協力することをいう。

(4) まちづくりの基本理念

- ◇ 「市民共楽のまち白河」の実現に向けて、これからの本市のまちづくりの基本理 念を以下のとおり定めます。
 - ① 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が一体となってまちづくりに取り組みます。
 - ② 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源を活かしたまちづくりを 目指します。
 - ③ 子どもからお年寄りまで安全で安心して暮らせるまちづくり目指します。
 - ④ 地域のつながりと支え合いによる「絆」を育むまちづくりを目指します。

(5) まちづくりの基本原則

- ◇ まちづくりの基本理念を実現するため、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めていきます。
 - ① 市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有することを原則とします。→情報共有
 - ② 市民参画の機会を平等に保障します。→市民参画

- ③ 地域の公共的課題の解決に当たっては、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が、お互いの役割や特性を尊重しながら、自ら出来ることは自らが行うことを基本として、世代間や地域間で助け合い、連携・協力します。→<u>協働</u>
- ④ 市民参画と協働の必要性を、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体が、それぞれ理解していきます。→<u>意識改革</u>

3 まちづくりの主体

(1) 市民

- ①市民の権利
- ◇ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画することができます。
- ◇ 市民は市政についての情報を知る権利を持っており、市に対して市が保有する情報の公開を求めることができます。

②市民の役割

◇ 市民は、まちづくりの主体である意識を常に持ち、自らの意思で市等と協働して、 それぞれの立場でまちづくりに参画するよう努めます。

(2) 市議会

- ① 市議会の役割
- ◇ 市議会は、地域や市民の福祉の向上を図るため、事案の決定、市政の監視、牽制、 政策提言等を行わなければなりません。
- ◇ 市議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営に取り組まなければ なりません。

(3)市

- ①市の役割
- ◇ 市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、限られた財源の中で、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。
- ◇ 市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対して出た適切な意見については、反映するよう努めなければなりません。

(4) 地域コミュニティ

- ①地域コミュニティの役割
- ◇ 地域コミュニティは、地域の特性と主体性が活かされた、個性豊かで活力ある地域づくりの推進に努めます。
- ◇ 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や地域の課題の解決に努めます。
- ◇ 地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。

(5) 事業者等

- ①事業者等の役割
- ◇ 事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を活かして、地域の発展に繋がる活動に協力するよう努めます。
- ◇ 事業者等は、地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として様々なまちづ

くりの主体と交流・	連携し、	協働によるまちづく	いの推進に努めます。	

4 情報の共有

(1)情報の共有

- ◇ 情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進める前提となるものです。 このため、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、相互にまちづくりに関す る情報を、適切に収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めます。
- ◇ 市はまちづくりに関する情報を市民が容易に得ることができるよう、市の広報紙 やホームページ等を活用し、分かりやすい情報提供とその機会の充実に努めます。
- ◇ 市は市民からの意見の集約や反映に関する手続きを体系化するものとします。

(2)情報の公開

(3) 個人情報の保護

◇ 市は、市が保有する情報の提供や公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、白河市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じるものとします。

5 市民参画

- (1) 市民参画の場や機会の充実、参画しやすい環境の整備
- ◇ 市民の中には、仕事、育児等、様々な事情により参画をしたくてもできない人達もいます。このような人達も含めて幅広く市民の意見を政策形成過程へ反映させるためにも、市は、参画の場や機会の充実及び参画しやすい環境の整備等に努めます。

(2) 市民参画の方法・メニュー

◇ 市は政策形成過程において、政策に対する市民の関心、政策が市民に与える影響等を総合的に判断し、市民参画が必要であると判断した場合には、審議会等への参加、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催等、様々な方法のうち、事案に応じた適切なものにより、市民参画を求めるものとします。

(3) 市民参画に関する意識の向上

- ◇ 市民参画によるまちづくりをより推進するため、市の政策形成過程への積極的な 参加等をとおして、私たち市民は、市民参画に対する意識や関心を高めるよう努め ます。
- (4) 市民参画の推進に向けた人材の教育・育成
- ◇ 市民参画によるまちづくりをより推進していくため、市は、子ども向けの体験型イベント等をとおした市民参画への意識づけ等、市民参画によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

6 協働

- (1) 協働の推進に向けた連携・協力体制の構築
- ◇ 協働によるまちづくりを推進するため、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体は、相互に交流を深め、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら連携・協力体制の構築に努めます。

(2)協働の推進に向けた意識の向上

- ◇ 協働によるまちづくりをより推進するため、市民、市議会、市等、まちづくりの 各主体は、地域への愛着や地域とのつながりの醸成に向けた取組等を通して、協働 に対する意識や関心を高めるよう努めます。
- (3)協働の推進に向けた人材の教育・育成
- ◇ 協働によるまちづくりをより推進するため、市は、まちづくりの各主体と連携・協力し、ボランティア等、身近なところからの参加を促進する等、協働によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

(4) 市による支援

7 市政運営

(1) 総合計画

- ◇ 市は、市政運営の総合的な指針として、総合計画を策定し、計画的な市政運営に 努めます。また、策定に当たっては本条例が示すまちづくりの基本理念を踏まえる とともに、市民参画の下で検討を進めるものとします。
- ◇ 基本構想の策定にあたっては、市は市議会の議決を得なければなりません。
- ◇ 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗状況等について、市民に分かりやすく公表するものとします。
 - ※総合計画:将来,私たちの白河市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんな事をしていくのかを総合的・体系的にまとめた市の全ての計画の基本となるものです。市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に向けて、市民や市等まちづくりの各主体がそれぞれの役割に応じて、市のまちづくりを進めていくための指針となるものです。
 - ※総合計画の構成:目標とする都市像やまちづくりの理念を明らかにした「基本構想」、その目標達成のために取り組む施策の大きな方向性を示す「基本計画」及び その方向性の実現に向けた各分野に渡る事業を具体的に示した「実施計画」で構成されます。

(2) 健全な財政運営

- ◇ 市は、最少の経費で最大の効果を上げるため、総合計画を踏まえて予算の編成及 び執行を行い、効果的かつ効率的な財政運営を行うよう努めます。
- ◇ 市は、健全な財政運営を行うため、財政の見通し、予算、決算等の財政状況について分かりやすく公表するものとします。

(3) 監査

◇ 市は、公正で効率的な行財政運営を行うため、監査体制の充実に努めます。

(4) 行政改革

- ◇ 市は、自立した行政運営と行政サービスの向上のために、市民のニーズを尊重した行政改革を推進するものとします。
- ◇ 行政評価については、専門家を含む市民参画の下で実施するとともに、その結果 について市民に分かりやすく公表するものとします。
 - ※行政評価:市民ニーズに基づくより良いサービス(事業)を効果的・効率的に提供するため、施策や事務事業の効果について目標(意図)を分かりやすい形で示し、目標に対する達成状況等を客観的に評価・検証し、その評価結果を公表するとともに、次年度の行政経営(事務改善・予算編成)の企画・立案に反映させていこうとするものです。

8 危機管理

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進
- ◇ 東日本大震災の教訓として、災害時には、市民みずからの「自助」、地域コミュニティ等まちづくりの各主体による「共助」及び<u>市</u>等公的機関による「公助」の緊密な連携と協力が不可欠であることを学びました。

このため、市は、市民や市等、まちづくりの各主体の役割や行動計画等を体系化した防災計画を策定し広く周知するとともに、定期的な訓練や効率的な情報提供手段を構築し、災害に強いまちづくりを推進するものとします。

- (2) まちづくりの各主体間の連携と支え合い
- ◇ 災害発生時は、市民、市議会、市等、まちづくりの各主体間の連携と支え合いが大変重要です。このため、まちづくりに関わる各主体は、日頃から地域のつながりを大切にし、災害時に適切に対応できるよう努めます。

- 9 国、県、他の自治体等との連携
 - (1) 国、県、他の自治体等との連携
 - ◇ 市は、共通の課題や広域的な課題に対して、国、県、近隣の自治体、関係機関等と相互に連携し、協力するよう努めます。

10 条例の推進及び検証

- (1) 条例の推進及び検証
- ◇ この条例が、まちづくりの基本的なルールとして機能し続けるよう、市は、市民 参画の下で本条例の推進や社会情勢等を踏まえた検証を行う機関を設置します。当 該機関は、検証の結果見直しが必要とされた場合には、条例の改正案を作成し、市 長へ提出するものとします。